

1 ×

即時強制は義務の存在を前提としていないので、義務履行確保の手段とはいえない。

2 ×

行政代執行法は直接強制について規定していない。現行法上、直接強制に関する一般法ではなく、例外的に個別法で認めているのみである（学校施設の確保に関する政令 21 条、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法 3 条）。

3 ×

行政代執行法にいう「法律」について行政代執行法 2 条は「法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）」と規定している。

4 ○

「秩序罰」とは、行政上の秩序に障害を与える危険がある義務違反に対して科される金銭的制裁である。一般的に、「過料」といわれる。法令に基づく過料は、裁判所が非訟事件手続法に従って科す。

5 ×

判例（最判昭 57.7.15）は、「反則金の納付の通告（以下「通告」という。）があつても、これにより通告を受けた者において通告に係る反則金を納付すべき法律上の義務が生ずるわけではなく、ただその者が任意に右反則金を納付したときは公訴が提起されないというにとどま」るから、反則金の納付通知の处分性は認められず、当該納付通知の取消訴訟を提起することはできない。

1 ×

国家行政組織法 5 条 3 項ただし書。内閣総理大臣が自ら各省大臣に当たることもできる。

2 ×

国家行政組織法 14 条 2 項は「各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。」と規定している。

3 ○

国家行政組織法 11 条は「各省大臣は、主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めなければならない。」と規定している。

4 ×

国家行政組織法 12 条 1 項は「各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発することができる。」と規定している。

5 ×

内閣法 6 条は「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。」と規定している。

ア ○  
イ ○  
ウ ○  
エ ×

默示が入る

オ ×

消滅時効が入る

### 完成文

(1)海は、特定人による独占的排他的支配の許されないものであり、現行法上、海水に覆われたままの状態でその一定範囲を区画してこれを私人の所有に帰属させるという制度は採用されていないから、海水に覆われたままの状態においては、私法上【ア所有権】の客体となる土地に当たらない

(略)。また、海面を埋め立てるために土砂が投入されて埋立地が造成されても、原則として、埋立権者が竣工認可を受けて当該埋立地の【ア所有権】を取得するまでは、その土砂は、海面下の地盤に付合するものではなく、公有水面埋立法・・・に定める原状回復義務の対象となり得るものである  
(略)。これらのことからすれば、海面の埋立工事が完成して陸地が形成されても、同項に定める原状回復義務の対象となり得る限りは、海面下の地盤の上に独立した動産たる土砂が置かれているにすぎないから、この時点ではいまだ当該埋立地は私法上【ア所有権】の客体となる土地に当たらないというべきである。

(2)公有水面埋立法・・・に定める上記原状回復義務は、海の公共性を回復するために埋立てをした者に課せられた義務である。そうすると、長年にわたり当該埋立地が事实上公の目的に使用されることもなく放置され、

【イ公共用】財産としての形態、機能を完全に喪失し、その上に他人の平穏かつ公然の【ウ占有】が継続したが、そのため実際上公の目的が害されるようなこともなく、これを【ウ公共用】財産として維持すべき理由がなくなった場合には、もはや同項に定める原状回復義務の対象とならないと解すべきである。したがって、竣工未認可埋立地であっても、上記の場合には、当該埋立地は、もはや公有水面に復元されることなく私法上所有権の客体となる土地として存続することが確定し、同時に、【エ默示】的に公用が廃止されたものとして、【オ取得時効】の対象となるというべきである。

1 ×

行政手続法 36 条の 2 第 1 項は「法令に違反する行為のは正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。」と規定しており、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求める能够なのは、当該行政指導の相手方に限られる。

2 ×

行政指導について、行政手続法 2 条 6 号は「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって处分に該当しないものをいう。」と定義しており、行政指導は特定の者に対して行われるものである。

3 ×

行政手続法 3 条 3 項は「第 1 項各号及び前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）及び行政指導、地方公共団体の機関に対する届出（前条第 7 号の通知の根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）並びに地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、次章から第 6 章までの規定は、適用しない。」と規定しており、地方公共団体の機関がする行政指導については、その根拠となる規定に關係なく行政手続法の適用はない。

4 ○

行政手続法 35 条 1 項は、「行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならぬ。」、同条 3 項は「行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前 2 項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。」とそれぞれ規定している。

5 ×

行政手続法 3 条 2 項は「次に掲げる命令等を定める行為については、第 6 章の規定は、適用しない。」、同項 6 号は「審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は命令等を

定める機関の判断により公にされるもの以外のもの」とそれぞれ規定している。

ア ×

行政手続法 19 条 2 項は、「当該聴聞の当事者又は参加人」(1号)、「前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族」(2号)、「第1号に規定する者の代理人又は次条(20条)第3項に規定する補佐人」(3号)、「前3号に規定する者であった者」(4号)、「第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」(5号)、「参加人以外の関係人」(6号)のみを主宰者になれないとしているのみである。

イ ×

行政手続法は、このような手続を設けていない(行政手続法 24 条参照)。

ウ ○

行政手続法 23 条 1 項は、「主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第 21 条第 1 項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。」と規定している。

エ ×

このような規定は、行政手続法上に存在しない。なお、行政手続法 10 条は、「行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聞く機会を設けるよう努めなければならない。」と規定している。

オ ○

行政手続法 18 条 1 項は、「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人……は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。」と規定している。

ア ○

行政手続法 36 条は、「同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。」として、公表を義務付けている。

イ ×

不作為の違法確認の訴えの本案勝訴要件である「相当の期間」は、行政手続法 6 条の定める標準処理期間が重要な考慮要素となるが、一致するものではない。

ウ ×

行政手続法 12 条 1 項は、「行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。」としており、努力義務にとどめている。

エ ×

行政手続法 8 条 1 項本文は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならぬ。」と規定している。許認可等の許否には、申請を全般的に退ける場合のほか、申請の一部のみを認める一部拒否の場合も含まれる。

オ ○

行政手続法 39 条 1 項は、「命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案……及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見……の提出先及び意見の提出のための期間……を定めて広く一般の意見を求めなければならない。」と規定しており、本項にいう「命令等」とは、法律に基づく命令、審査基準、処分基準および行政指導指針である（行政手続法 2 条 8 号）。なお、行政手続法 39 条 4 項は、公益上、緊急に定める必要がある場合などの例外を設けている。

ア ×

本肢のような制度は、行政不服審査法上、法定されていない（行政不服審査法 45 条以下参照）。

イ ○

行政不服審査法 52 条 1 項は、審査請求について行政府に対する拘束力を認めている。行政不服審査法 66 条 1 項前段は、再審査請求について行政不服審査法 52 条 1 項を準用しているが、行政不服審査法 61 条は、再調査について行政不服審査法 52 条 1 項を準用していない。

ウ ×

行政不服審査法 45 条および 46 条は、審査請求について認容、棄却、却下の 3 つの類型を挙げており、行政不服審査法 58 条および 59 条も、同様に認容、棄却、却下の 3 つの類型を挙げている。

エ ×

行政不服審査法 45 条 3 項は、審査請求について事情裁決の定めを設けているが、行政不服審査法 58 条は、再調査について、事情裁決についての定めを置いていない。

オ ○

事実上の行為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法または不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全部もしくは一部を撤廃し、またはこれを変更することとなる（行政不服審査法 47 条）。

## 1 ○

行政不服審査法 21 条 1 項前段は、「審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等を経由してすることができる。」としており、同条 2 項は、「処分庁等は、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書……を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。」としている。

## 2 ○

行政不服審査法 24 条 2 項は、「審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなとき」、審査庁は、次節（第三節 28 条以下）に規定する審理手続を経ないで、裁決で、当該審査請求を却下することができるとして、審理員による審理手続を経ない却下を認めている。

## 3 ○

行政不服審査法 38 条 1 項前段は、「審査請求人又は参加人は……審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等……の閲覧……又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。」として、閲覧および写しの交付の請求も認めている。

## 4 ×

行政不服審査法 31 条 1 項本文は、「審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者……に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。」として、参加人にも申立権が認められている。

## 5 ○

行政不服審査法 2 条は、「行政庁の処分に不服がある者は……審査請求をすることができる。」と規定しており、行政不服審査法を、審査請求の一般法として理解している。

1 ×

このような規定は、行政手続法には存在する（行政手続法 46 条）が、行政不服審査法にはない。

2 ×

審理員となるべき者の名簿について、作成の努力義務、および作成した場合の公表義務を定めた規定は存在する（行政不服審査法 17 条）が、このような規定は存在しない。

3 ×

「地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適当又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる。」（行政不服審査法 81 条 2 項）と規定するのみであって、国の行政不服審査会に諮問を行うことができるとの規定は存在しない。

4 ×

「国会の両院若しくは一院又は議会の議決によってされる処分」（行政不服審査法 7 条 1 項 1 号）について、審査請求をすることはできない。

5 ○

行政不服審査法は、「地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。」（行政不服審査法 81 条 1 項）と規定し、「第 1 項又は第 2 項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（地方自治法第 252 条の 7 第 1 項の規定により共同設置する機関にあっては、同項の規約）で定める。」（行政不服審査法 81 条 4 項）としている。